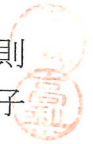




守 監 発 第 2 1 号
令和5年9月20日

守谷市監査委員 高瀬 尚則
守谷市監査委員 高梨 恭子



住民監査請求に伴う監査の結果について（公表）

令和5年7月24日に提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく「守谷市職員措置請求書(守谷市長に対する措置請求)」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別添「住民監査請求に伴う監査結果報告書」のとおり公表する。

住民監査請求に伴う監査結果報告書

守谷市職員措置請求書(守谷市長に対する措置請求)に基づく監査結果

添付資料

- 守谷市職員措置請求書（令和5年7月24日受付）
- 選挙公報の新聞折込等採用届（令和4年6月27日付）

令和5年9月15日

守谷市監査委員
守谷市監査委員

高瀬 尚則
高梨 恭子



1 請求人

(略)

2 請求の内容

別添「守谷市職員措置請求書」のとおり

3 請求の受理

本請求は、所定の法定要件を具備していると認め、令和5年8月1日付でこれを受理しました。

4 監査の実施

(1) 監査の対象

監査の対象事項は、措置請求書に記載された請求の趣旨から判断して、「第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）において市選挙管理委員会が行った選挙公報の配布方法の違法性・不当性」としました。

また、監査の対象機関は、市選挙管理委員会及び同事務局としました。
なお、同事務局は、市総務部長及び総務課職員が兼任しています。

(2) 監査の期間及び方法

監査の期間は、令和5年8月10日から9月15日までとし、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年8月21日に請求人による陳述を行いました。

また、監査の対象機関である市選挙管理委員会に対し、関係する資料の提出を求め、令和5年9月5日には、事実確認のためヒアリングを行いました。

上記の中で確認できた事実を基に監査を進め、請求人の主張に理由があるかどうかを判断しました。

5 監査の結果

主文

本件措置請求を棄却します。

理由

(1) 監査委員が確認できた事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実であることを確認しました。

ア 守谷市職員措置請求書に記載された事項

- ① 守谷市長が、株式会社茨城読売 I S に対して、選挙公報の新聞折込費用として、市の公金から 3 1 6, 7 5 0 円を支払ったことは事実である。
- ② 選挙公報の新聞折込による配布対象とされたのは、2 9, 5 0 8 世帯のうち、その 4 1. 2 % の 1 2, 1 5 0 世帯だったことは事実である。
- ③ 新聞折込により配布したものの残余の 1 7, 4 5 0 部は、そのうち 1 4, 0 0 0 部が市役所・公民館等に据え置かれたことは事実である。
- ④ 県選挙管理委員会が、令和 4 年 6 月 6 日付茨選第 8 3 号「新聞折込などによる選挙公報の配布について（通知）」にて、「新聞折込み等の方法を採用することができるのは、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別な事情がある場合に限られること」と通知しているのは事実である。
- ⑤ 市役所・公民館等に選挙公報を据え置いていることから、補完措置の例として挙げられている「施設に備え置いて求めに応じて交付すること」を市選挙管理委員会が実施していたことは事実である。
- ⑥ 選挙公報の新聞折込は、委託先の茨城読売 I S から提出された業務完了通知書のとおり、令和 4 年 6 月 3 0 日に実施されたことから、市選挙管理委員会が県選挙管理委員会に令和 4 年 7 月 1 日付で「選挙公報配布完了報告書」を提出したことは事実である。

イ その他確認できた事実

- ① 市選挙管理委員会が、「通常の配布が困難であると認められる特別の事情がある」として、「選挙公報の新聞折込等採用届」を県選挙管理委員会に届け出たことは事実である。
- ② 市選挙管理委員会が選挙公報の新聞折込を委託した茨城読売 I S の新聞折込数が年々減少していることは事実であり、直近で確認できた令和 5 年 6 月 1 日の折込数は 1 1, 4 0 0 部と、令和 4 年の参議院議員選挙のときよりも、さらに減少していることが確認できた。
- ③ 自治会経由で配布している市の広報紙の配布部数は、令和 5 年 8 月 1 6 日現在で、約 1 9, 6 0 0 部であり、これは、上記アの②茨城読売 I S の新聞折込数 1 2, 1 5 0 部よりも多い。
- ④ 令和 2 年 9 月定例月議会の一般質問において、高梨隆議員による「次の選挙までに選挙公報の配布方法について検討を行うのか」という旨の質問に対し、当時の選挙管理委員会書記長（総務部長）が、「仮に今後 1 日で配布が完了できる業者等が出てきた場合であったり、

新聞購読世帯数の減少が著しい場合など、ポスティングによる配布につきましては、再度検討したいと考えてございます」と答弁している。

- ⑤ 過去３年間の市選挙管理委員会の会議内容を確認したところ、選挙公報の配布方法について検討された形跡はなかった。

(２) 違法性・不当性の判断

ア 公金支出の違法性・不当性

市長が、株式会社茨城読売ＩＳに対して、選挙公報の新聞折込費用として、市の公金から３１６,７５０円を支払ったことは事実ですが、この行為自体は、令和４年６月２３日に市と同社間で締結された業務委託契約書に基づき、当該業務実施の対価として支払ったものであり、違法性・不当性は認められません。

イ 新聞折込による選挙公報配布の違法性・不当性

市選挙管理委員会は、県選挙管理委員会が令和４年６月６日付茨選第８３号「新聞折込などによる選挙公報の配布について（通知）」で示した、「各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情がある」と判断し、県への届出を行い、必要となる補完措置も適切に実施していたと認められます。

請求人は、守谷市の事情は特別の事情には該当しないと主張していますが、これについては、明確に該当するかどうかを示す根拠が見い出せません。

しかしながら、届出に対する県選挙管理委員会からの指摘や反論はなく、県選挙管理委員会が市選挙管理委員会からの完了届を受理していることから判断すると、守谷市に特別な事情がないということには該当しない可能性が高いと考えられます。

上記のことから、当該選挙における新聞折込による選挙公報配布については、その補完措置も含め、各規程に基づき適切に行われています。したがって、選挙公報の配布について、違法性・不当性は認められません。

ただし、新聞購読数が年々減少していることは、市選挙管理委員会でも認識しており、議会でもこれに関連する答弁が行われていたにも関わらず、当該選挙においては、新聞折込以外の選択肢も含めた見直しが行われなかったという事実があります。

(3) まとめ

当該選挙における新聞折込による選挙公報の配布は、県選挙管理委員会の通知に基づき、市には特別な事情があることから、補完措置として市役所・公民館等の施設に選挙公報を据え置く等、必要な措置を行った上で実施されたものであり、違法性及び不当性は認められません。

したがって、新聞折込業務の受託者である茨城読売 I S に対し、その業務の対価として、市長が公金を支出したことにも違法性・不当性は認められません。

よって、市長が市に損害を与えた事実も認められないことから、「市長が市に与えた損害を補償することを求める」という本請求には理由がないと認められます。

ただし、現在、市が行っている新聞折込による選挙公報の配布については、新聞購読者が減少していることから、新聞折込として実際に配布できる部数も年々減少しています。公職選挙法の主旨を鑑みると、現実として、全世帯の半数を切る約 4 割の世帯にしか選挙公報が配布できていない可能性がある当該選挙における配布方法については、配布率を高めるための方策が検討されるべきと考えます。

このことから、市選挙管理委員会に対し、選挙公報の配布方法について、最も効果的・効率的に配布できる方法を検討し、その結果を 3 か月以内に当職まで報告するよう勧告します。

以上

守谷市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 財務会計行為の内容

守谷市長松丸修久は、2022年7月28日に、第26回参議院議員通常選挙選挙公報新聞折込業務費用として、株式会社茨城読売ISに対して、316,750円を支払った。

これは、守谷市内の29,508世帯のうち、12,150世帯に新聞折込による選挙公報配布をおこなうことに対して、市の公金から支出したものである（1号証）。

選挙公報の新聞折込による配布対象とされたのは、29,508世帯のうち、その41.2%の12,150世帯であり、残る58.8%の17,358世帯は配布の対象外とされた。

茨城県選挙管理委員会から受け取った29,600部の選挙公報のうち、新聞折込により配布したものの残余の17,450部は、そのうち14,000部が市役所・公民館等に据え置かれた。しかし、大部分は有権者には配布されることなく、処分されたようである（配布した部数について、市選挙管理委員会等は記録を保持していない）。残る3,450部の一部は郵送または職員が直接配布したと主張しているが、実際にはほとんど実施していない。市選挙管理委員会等はその記録を保持していない。実施したというのは虚偽の説明である。

(2) 財務会計行為の違法不当性

日本国憲法第15条の定める公務員の選挙は、国の制度上のもっとも重要な事柄のひとつであり、選挙における国民の権利行使は基本的人権の根幹をなす。

選挙公報を全有権者に配布することは、自治体のもっとも重大な責務のひとつである。守谷市選挙管理委員会は、適宜の方法により、全有権者に配布すべき責務がありながら、理由なくこれを果たさず、有権者の参政権行使を不当に侵害したものであり、到底容認できない。

茨城県選挙管理委員会は、「新聞折込み等の方法を採用することができるのは、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情がある場合に限られること」と通知している（令和4年6月6日、茨選第83号）（2号証）。ここでいう「特別の事情」とは、「大都市及びその周辺地域等において、急激な人口の増加、人口流動の激化、居住態様の複雑化等の状況の著しい変化によって、多くの市町村で通常行われているような職員又は自治会、行政協力員等の自治組織の協力による有権者の各世帯への配布等が現実問題として極めて困難であるような状況にある場合をいう」ものとされる。

守谷市の事情は、「通知」にいう「特別の事情」にはまったく該当しない。

県選挙管理委員会との関係で、さらに看過できないのは、有権者のいる世帯29,508世帯のうち41.2%の12,150世帯にたいして新聞折込による配布をしたうえで、そのほかの方法すなわち茨選第83号にいう「補完措置」はほとんど実施していないにもかかわらず（市選挙管理委員会はその数値も把握していないのであるが）、守谷市選挙管理委員会委員長若山昭雄は、茨城県選挙管理委員会に対して、「配布を完了した」と虚偽の報告をしていることである（3号証）。

(3) 市に生じた損害

守谷市長は、公金を不当に支出して、市に損害を与えた。

(4) 求める措置

守谷市長は、市に与えた損害を補償することを求める。

2 監査に関する要望

事実関係については、守谷市長・市選挙管理委員長の説明はきわめて不十分であるが、監査請求人としては知り得た範囲で摘示したものである。事実説明に不足・過誤があれば、その点について具体的に示されたい。監査請求人は信義に則り誠意をもって補正をおこなう。

なお、摘示した事実の不足・過誤は、監査請求却下の理由とはならないことを申し添える。

基本的人権侵害の問題性については、きわめて重大であるので、さらに意見を申し述べる用意がある。

以上のとおりであるので、口頭による事実の説明、および意見の陳述の機会を設けることを求める。

法の趣旨に則った制度運用をおこなうよう要望する。

3 請求者

住所 (略)

住民 (略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2023年7月24日

2023年7月24日に請求した件につき、上記の通り、補正します。

監査請求人 (略)

2023年7月28日

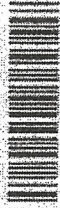
守谷市監査委員 高梨 恭子 殿

守谷市監査委員 高瀬 尚則 殿

一般

支出決議票

【電子決裁】



総務課
起票No. 000002 伝票No. 008526

支出を命ずる。
起票 令和 4 年 7 月 14 日

市長	副市長	部長	課長	係長	係
*	*	*	*	*	*

課名	000110 総務課	年度	令和 4 年度
会計	01 一般会計	予算区分	現年度

款	02 総務費	金額	316,750 円
項目	04 選挙費	件数	0 件
事業	02 参议院議員通常選挙	債権者	控除額
節	01 参议院議員通常選挙	(住所)	請求書番号
細節	12 委託料	茨城県水戸市飯島町1443-1	請求印
	20 委託料	株式会社茨城県観光開発株式会社	⑨

摘要 03 新聞折込み業務
第26回参议院議員通常選挙公報新聞折込業務

配当現額	317,000 円	支出負担	316,750 円	配当残額	250 円
振込先	常陽銀行				

通常払	文書払	収入印紙	領収証
会計管理課	課長	受取人(氏名)	上記金額を領収しました。
課	査	令和 年 月 日	支払済
		令和 4 年 7 月 28 日	R 4. 7. 28

茨 選 第 8 3 号
令和 4 年 6 月 6 日

各市町村選挙管理委員会委員長 殿

茨城県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

新聞折込み等による選挙公報の配布について (通知)

近く執行される第 26 回参議院議員通常選挙の選挙公報について、新聞折込みその他これに準ずる方法(以下「新聞折込み等」という。)による配布を予定している場合には、公職選挙法による選挙運動等に関する規程第 58 条第 2 項の規定により、下記事項に御留意のうえ、「選挙公報の新聞折込等採用届 (第 40 号様式の 2)」を令和 4 年 6 月 28 日 (火) までに提出願います。

なお、新聞折込み等による配布を行わない場合、提出は不要です。

記

- 1 新聞折込み等の方法を採用することができるのは、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情がある場合に限られること。
(「特別の事情がある場合」とは、大都市及びその周辺地域等において、急激な人口の増加、人口流動の激化、居住態様の複雑化等の状況の著しい変化によって、多くの市町村で通常行われているような職員又は自治会、行政協力員等の自治組織の協力による有権者の各世帯への配布等が現実問題として極めて困難であるような状況にある場合をいう。)
- 2 新聞折込み等の方法を採用する場合は、選挙人が選挙公報を容易に入手できるような補完措置を講ずるよう努めなければならないこと。
(「補完措置」とは、具体的には、市役所、町村役場、公民館等の公衆の利用することの多い施設に備えて置いて求めに応じて交付すること、また、あらかじめ新聞未購読のため配布漏れが予想される世帯あるいは配布漏れの申し出のあった世帯に対して、市町村の職員又は郵便等によって配布することなどをいう。)
- 3 あらかじめ、折り込むべき新聞紙の貴市町村の区域における定期購読率、戸別配達部数等の調査、各世帯に対する周知方法及び地域の実情に応じた補完措置の検討を十分に行うことにより、選挙人が選挙公報を容易に入手できるよう配慮すること。
- 4 新聞に折り込む場合には、選挙公報発行の趣旨に鑑み、候補者の選挙運動用ビラの新聞折込みと重ならないよう配慮すること。
- 5 各市町村への選挙公報の配布部数は、各世帯配布部数及び若干の予備部数のみであるので、新聞折込みによって、会社等の事業所へ配布されることのないようにすること。
- 6 県選管ホームページに選挙公報を掲載するページを作成するので、各市町村選管ホームページ及び各市町村ホームページに当該ページへのリンクを作成すること。

【問い合わせ先】

茨城県選挙管理委員会

担 当：島田

TEL：029-301-2462

(別紙4)

第26回参議院議員通常選挙選挙公報配布完了報告書

令和4年7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙に係る選挙公報については、選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対し、令和4年6月30日に配布を完了したので報告します。

令和4年7月1日

守谷市選挙管理委員会委員長 若山 昭雄

茨城県選挙管理委員会
委員長 星野 学 殿

選挙公報の新聞折込等採用届

- 1 選挙 令和4年7月10日に行われる参议院議員通常選挙
- 2 通常の配布が困難であると認められる特別の事情 従来は、町内会や自治会を通じて選挙公報の配布を行っていたが、近年、自治会未加入世帯が増加し、選挙公報を全世帯に確実に配布することが極めて困難となっている。
- 3 配布計画
 - (1) 配布方法 新聞折込 (配送を委託する業者：㈱茨城読売IS予定)
 - (2) 選挙区内全世帯数 29,508世帯(令和4年6月1日現在)
 - (3) 配布世帯数及び全世帯数に占める割合 12,150世帯(41.2%)
 - (4) 新聞折込の場合折り込む新聞名及び折り込む部数
読売新聞※系列販売新聞含む(7,150部)
朝日新聞※系列販売新聞含む(4,750部)
毎日新聞※系列販売新聞含む(250部)
 - (5) 配布予定日 令和4年6月30日
- 4 新聞折込み等の場合の補完計画
 - (1) 配布誤り及び配布漏れ防止策 配布漏れの申出のあった世帯に対しては、郵送又は職員が直接配布する。
市内公共施設に選挙公報が備え置いてあることを投票所入場券等で周知する。
 - (2) 新聞未購読世帯への対策 市内公共施設(公民館等)に備え置く。
送付の要望のあった世帯については郵送又は職員が直接配布する。
 - (3) 選挙公報を据え置く場所と据え置く部数

守谷市役所	5,000部	文化会館	1,000部
中央公民館	1,000部	守谷市保健センター	1,000部
郷州公民館	1,000部	守谷市市民交流プラザ	1,000部
高野公民館	1,000部	南守谷児童センター	1,000部
北守谷公民館	1,000部		
守谷中央図書館	1,000部		
 - (4) その他の工夫 配布業者と打合せを行い、選挙運動用ビラ等の配布が予想される日を事前に把握する。また、選挙運動用ビラ等との混入がないよう、業者に周知する。
- 5 選挙人等への周知計画 広報紙へ掲載する。
ホームページ及び投票所入場券を用い周知する。

令和4年6月27日

守谷市選挙管理委員会
委員長 若山 昭雄

茨城県選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 1 「配布誤り及び配布漏れ防止策」には、特に辺境地の選挙人への配布漏れや選挙区外の販売店から新聞を購読している選挙人への配布漏れに対する対策を記載すること。
- 2 「その他の工夫」には、選挙公報と同時に選挙運動用ビラが折り込まれないようにするための工夫等を記載すること。
- 3 「選挙人等への周知計画」には、広報紙、投票所入場券、新聞への掲載、広報車等でのアナウンス等を記載すること。